

保険金不適切不払い・支払漏れとその行政対応

保井俊之*

概要

日本の民間生損保会社が保険金等を累計で 186 万件・1,443 億円、不適切に不払いまたは支払い漏れ等にしていたことが、2005 年から 2008 年にかけて、保険監督当局の取り組み等により明らかになった。当局は本件の対応として、保険各社のガバナンスの改善と募集、保全から支払まで続く広義の保険金支払システムの機能を回復することを目的に、行政の関与が必要と判断された一定の社に行政処分を行った。本件は日本の保険会社各社に自主的、自律的に業務改善に取り組むことで、オペレーショナルリスクを低減していくインセンティブを埋め込む契機となったと考えられる。

キーワード：オペレーショナルリスク、不適切不払い、支払漏れ、金融庁、行政処分

1 問題の所在と分析の視角¹

1.1 保険業のオペレーショナルリスクと不払い問題

銀行をはじめ金融機関の抱える各種のリスクに対する金融機関自身の認知と監督当局による規制の枠組みの設定は、1990 年代後半に日本で発生した

金融危機を契機に大きく進展した。特に銀行セクターにおいては銀行の自己資本比率規制の国際的枠組みであるバーゼル合意に関し、新しい規制枠組みであるバーゼルⅡへ 2006 年に移行する際、これまで十分に認識されていたとは言い難かったオペレーショナルリスクについても規制の導入と金融機関側の認知が進んだ(佐藤[2007]p. 171-175)。

他方で、日本の保険セクターにおいては現行のソルベンシー・マージン規制にオペレーショナルリスクを一定量勘案する仕組みはある²ものの、リスクそ

*慶應義塾大学大学院システムデザインマネジメント
研究科 〒223-8526 横浜市港北区日吉 4-1-1

Email: t.yasui@z2.keio.jp

¹ 本稿の執筆に当たっては、青山学院大学経済学部白須洋子准教授から有益なコメントをいただいた。記して感謝する。なお本稿の記述はすべて、公開資料にのみ基づいているとともに、執筆者個人の責任に帰属し、執筆者の属するいかなる組織の見解をも代表するものではない。また執筆者はこの投稿によりいかなる報酬も受け取っておらず、また今後も受け取らない。

² 金融庁が「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」の 2006 年 11 月 20 日に提出し、公表した説明資料「ソルベンシー・マージン比率の概要について」によれば、現行ソルベンシー規制におけるリスクの算出においては経営管理リスクが組み入れられている。この経営管理リスクは、「経営政策・経営判断の誤り等に起因するリ